

社内検定を認定してほしい

福岡県技能評価認定制度

事業主等が独自に行う国家技能検定以外の技能評価（社内検定）のうち、その取組みが技能振興上奨励すべきものと認められるものを、申請に基づき県が認定します。

対象者

- ・県内に住所を有する事業主又は事業主の団体が行うもの
- ・国家技能検定（130職種）の対象となっていない職種

内容

（1）評価基準

対象職種ごとに、県の基準を定めて公表します。

（2）認定要件

- ①技能評価が、従業員の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること
- ②技能評価の試験基準が、県が定める評価基準に適していること
- ③技能評価が、直接営利を目的としないこと
- ④技能評価が、定期的実施されるものであること
- ⑤技能評価の実施方法が、公平であること

（3）認定の方法

- ①認定を受けようとする事業主等は、受付期間（前期：令和2年6月30日（火）、後期：令和2年12月25日（金）までに申請書類を県に提出してください。）
- ②県は、申請書類を受付後、第三者機関である技能評価認定審査会の意見を聴取します。
- ③県は、申請事業主等に認定の可否を通知します。

活用方法

- ・認定証が交付されます。
- ・認定を受けた技能評価は、「福岡県認定技能評価」の表示をすることができます。
- ・事業者等が交付する合格証書に、福岡県知事が認定した技能評価である旨の証明を受けることができます。

お問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 技能振興係

TEL：092-643-3603